

議案第63号 交野市下水道条例の一部を改正する条例について

1. 条例改正の目的

指定工事店の登録及び更新の申請に係る手数料（以下「登録手数料」という。）を新たに徴収し、既存の排水設備計画審査・工事検査手数料を廃止することにより、地元企業の育成が図られ、また下水道企業会計における業務の収入を確保することが出来るため条例を改正する。
（施行期日：令和5年1月1日）

2. 条例改正の内容

◇指定工事店登録手数料
（交野市下水道条例 第6条の2の2関係）（新設）

| 区分 | 改正単価 | 現行単価 |
|------------|---------|------|
| 指定工事店登録手数料 | 10,000円 | 0円 |

◇排水設備計画審査・工事検査手数料
（交野市下水道条例 第24条関係）（削除）

| 区分 | 改正単価 | 現行単価 |
|---------|------|------|
| 計画審査手数料 | 0円 | 300円 |
| 工事検査手数料 | 0円 | 100円 |

別記様式第3号（第8条関係）

【議会基本条例第10条第1項関係】

政策等情報の説明資料

令和4年10月定例会

| | | | | | | | |
|---|--|--|--|---|-----------|------------|-------------|
| <p>議案の 件名</p> | <p>議案第63号 交野市下水道条例の一部を改正する条例について</p> | <p>政策等 の区分</p> | <p>計画 ・ 事業 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 条例 その他（ ）</p> | | | | |
| <p>〈政策等の概要〉</p> | | <p>〈他の自治体の類似する政策等との比較〉</p> | | | | | |
| <p>本市の設置する公共下水道の管理及び使用並びに下水道施設の構造及び維持管理に関する基準については、下水道法（昭和33年法律第79号）その他の法令で定めるもののほか、この条例の定めるところによる。</p> | | <p>交野市を除く、北河内の団体では指定工事店の登録、更新の申請に係る手数料を徴収している。大阪府下43団体のうち40団体は指定工事店の手数を徴収している。排水設備計画の審査・検査手数料については府下で2団体が徴収している。</p> | | | | | |
| | | <p>〈財源措置の状況〉（単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入）（単位：千円）</p> | | | | | |
| | | <p>総事業費</p> | <p>国庫支出金</p> | <p>府支出金</p> | <p>市債</p> | <p>その他</p> | <p>一般財源</p> |
| | | <p></p> | <p></p> | <p></p> | <p></p> | <p></p> | <p></p> |
| <p>〈政策等を必要とする背景〉</p> | | <p>〈将来にわたる効果及びコストの状況〉</p> | | | | | |
| <p>指定工事店の登録・更新事務について、事業者に応分の負担を求めることで、業務における収入を確保し、経営の安定を図るため、指定工事店の登録及び更新の申請に係る手数料を新たに徴収する。 また、排水設備等の計画の審査及び排水設備の工事の検査にかかる手数料について、申請者の負担を軽減するため廃止する。</p> | | <p>指定工事店の登録及び更新の申請に係る手数料を新設し財源を確保する。</p> | | | | | |
| <p>〈提案に至るまでの経緯〉</p> | | <p>〈総合計画等の整合〉</p> | | | | | |
| <p>過去に行った大阪府下市町村のアンケート結果や北河内7市連絡協議会広域化検討部会にて各市の情報を収集し、これらを参考に検討を行った。</p> | | <p>“かたのサイズ”をめざす像 (主要3つ)</p> | <p>47.川や池など水辺環境がきれいで、潤いがある 48.道路や公園など生活環境がきれいに保たれている 64.公害のない心地よく住める環境を守っている</p> | | | | |
| <p>〈市民参加の状況〉</p> | | <p>○その他の計画（該当する場合のみ）</p> | | | | | |
| <p>有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無 （パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。）</p> | | <p>計画名称</p> | | | | | |
| | | <p>策定年度</p> | | | | | |
| | | <p>計画期間</p> | | | | | |
| | | <p>〈政策等の実施時期〉</p> | | <p>令和5年1月1日</p> | | | |
| | | <p>担当部局</p> | <p>担当課</p> | <p>添付資料（有の場合は、その名称）</p> | | | |
| <p></p> | | <p>都市整備部</p> | <p>下水道課</p> | <p><input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無 新旧対照表等</p> | | | |

交野市下水道条例（昭和53年条例第16号）新旧対照表

| 新 | 旧 |
|--|---|
| <p>(指定の申請)</p> <p>第6条の2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>(1) <u>第6条の3第1項第4号アからカまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類</u></p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>第6条の3第1項第3号で定める機械器具を有することを証する書類</u></p> <p><u>(手数料)</u></p> <p><u>第6条の2の2 市長は、第6条第1項の指定及び同条第3項の指定の更新に係る申請に対する審査に際し、当該申請を行った者から1件につき10,000円の手数料を徴収する。</u></p> <p><u>第24条 削除</u></p> <p>(使用料_____の減額又は免除)</p> <p>第25条 市長は、公益上その他特別の事由があると認めたときは、</p> | <p>(指定の申請)</p> <p>第6条の2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>(1) <u>次条第1項第4号アからカまで_____のいずれにも該当しない者であることを誓約する書類</u></p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>次条第1項第3号_____で定める機械器具を有することを証する書類</u></p> <p><u>(手数料の徴収)</u></p> <p><u>第24条 市長は、第5条の確認及び第7条の検査に際し、次の手数料を徴収する。なお、集合住宅等複数以上の住居等を有する建築物については、その戸数を件数とする。</u></p> <p><u>(1) 計画審査手数料 1件300円</u></p> <p><u>(2) 工事検査手数料 1件100円</u></p> <p>(使用料、<u>手数料</u>の減額又は免除)</p> <p>第25条 市長は、公益上その他特別の事由があると認めたときは、</p> |

| 新 | 旧 |
|--|---|
| この条例の定めるところにより納付しなければならない使用料____ ____を減額又は免除することができる。 | この条例の定めるところにより納付しなければならない使用料、 <u>手数料</u> を減額又は免除することができる。 |